

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、地域における農業構造の現状及びその見通しのもとに、農業が職業として選択し得る魅力と、生涯を通じてやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、真岡市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり500万円程度、1個別経営体当たり620万円～740万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営体が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

さらに、担い手が経営に集中できる環境を確保するため、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）をはじめとした各種行政手続きのオンライン化を推進するとともに、農作業の効率化と生産性の向上に向けて、スマート農業を推進する。

上記の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型については次表のとおりである。

【個別経営体】

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆 ＋ 作業受託	〈作付面積等〉 水稲＝8.0ha 麦＝4.0ha 大豆＝4.0ha 作業受託(大豆 ＋麦)＝ 6.0ha 〈経営面積〉 18.0ha	〈資本整備〉 ・トラクター (34PS) 2台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・大豆コンバイン 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は 乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作 ・利用権設定による農地集積	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制 の導入
いちご	〈作付面積等〉 いちご＝0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本整備〉 ・単棟ハウス 5,000 m² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・高設栽培システム 20a ・炭酸ガス発生装置 1式 ・電照設備 1式 ・予冷库 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・臨時雇用の導入
トマト	〈作付面積等〉 トマト＝0.6ha 〈経営面積〉 0.6ha	〈資本整備〉 ・低コスト耐候性ハウス6,000 m² (3,000 m²×2棟) ・ロックウール給液ユニット 自動給液、自動換気、 暖房、カーテン装置 〈その他〉 ・共選による出荷労力の軽減 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 4人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・収穫期に臨時 雇用の導入

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
なす (促成＋ 養液栽培)	〈作付面積等〉 なす(促成＋養 液栽培)＝0.4ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本整備〉 ・大型連棟ハウス 4,000 m ² (2,000 m ² ×2棟) ・ロックウール給液ユニット 自動給液、自動換気、 暖房、カーテン装置 〈その他〉 ・契約栽培の取り組み ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・収穫期に臨時 雇用の導入
切花 (スプレーマム)	〈作付面積等〉 スプレーマム (周年)＝0.5ha 〈経営面積〉 0.5ha	〈資本整備〉 ・低コスト耐候性ハウス5,000 m ² ・トラクター 22PS 1台 ・選花機 1台 ・冷蔵庫 1台 ・動力噴霧器 (3PS) 1台 ・土壌消毒機(蒸気) 1/5台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・常時雇用 0.5人 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・常時雇用の導入
鉢物 (シクラメン等)	〈作付面積等〉 シクラメン＝0.4ha ゼラニウム＝0.3ha 〈経営面積〉 0.4ha	〈資本整備〉 ・連棟ハウス 4,000 m ² ・動力噴霧器 (3PS) 1台 ・土壌消毒機 1台 ・ポットイングマシーン 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・常時雇用 2人 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・常時雇用の導入
酪農	〈作付面積等〉 成牛 ＝40 頭 育成牛＝15 頭 飼料作物＝7ha 〈経営面積〉 7.0ha	〈資本整備〉 ・牛舎 1 棟 440 m ² ・トラクター(87PS・62PS)各1台 ・コーンハーベスター(2条) 1台 ・ロールベラー(1.8 巾) 1台 ・ローダー(1.5 m ²) 1台 ・マニアスプレッダー(6 m ²) 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・家族経営協定 の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・臨時雇用 (ヘルパー)の活 用

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
養豚	〈作付面積等〉 繁殖豚＝80頭 種雄豚＝5頭 肉豚＝800頭 出荷肉豚 ＝1,760頭	〈資本整備〉 ・繁殖豚舎 240 m ² 2基 ・種雄豚舎 120 m ² 1基 ・育成豚舎 80 m ² 1基 ・分娩豚舎 58 m ² 1基 ・肉豚舎 350 m ² 1基 ・ふん尿処理施設 1基 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2.5人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入
水稲 ＋ 麦 ＋ 大豆 ＋ たまねぎ	〈作付面積等〉 水稲＝7.0ha 麦＝3.5ha 大豆＝3.5ha たまねぎ＝1.0ha 〈経営面積〉 11.5ha	〈資本整備〉 ・トラクター (34PS) 2台 ・田植機 (6条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・ロータリー 1.7m 1台 ・大豆コンバイン 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機 (25石2台) 利用 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作 ・利用権設定による農地集積 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 4人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
水稲 ＋ いちご	〈作付面積等〉 水稲＝3.5ha いちご＝0.25ha 〈経営面積〉 3.75ha	〈資本整備〉 ・単棟ハウス 2,500 m ² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・炭酸ガス発生装置 一式 ・電照設備 一式 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機 (25石2台) 利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稻 + いちご + たまねぎ	〈作付面積等〉 水稻 = 3.5ha いちご = 0.5ha たまねぎ = 0.2ha 〈経営面積〉 4.2ha	・単棟ハウス 5,000 m ² ・空中採苗施設 1台 ・夜冷育苗施設 1台 ・炭酸ガス発生装置 一式 ・電照設備 一式 ・トラクター(25ps) 1台 ・田植機(5条) 1台 ・コンバイン(3条) 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・臨時雇用の導入
水稻 + にら	〈作付面積等〉 水稻 = 3.5ha にら = 0.8ha 〈経営面積〉 4.3ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 8,000 m ² ・播種機及び定植機 1台 ・ニラ採取機 1台 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 3人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
水稻 + 夏秋なす + 半促成なす	〈作付面積等〉 水稻 = 3.5ha 夏秋なす = 0.3ha 半促成なす = 0.15ha 〈経営面積〉 3.95ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス (K-21) 5棟 ・トラクター (25PS) 1台 ・田植機 (5条植) 1台 ・コンバイン (3条刈) 1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機(25石2台)利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稻 ＋ 麦 ＋ 夏秋なす	〈作付面積等〉 水稻＝4.0ha 麦＝3.0ha 夏秋なす＝0.4ha 〈経営面積〉 7.4ha	〈資本整備〉 ・トラクター（25PS）1台 ・田植機（5条植）1台 ・コンバイン（3条刈）1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機（25石2台）利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期の臨時雇用の導入
夏秋なす ＋ メロン	〈作付面積等〉 夏秋なす＝0.4ha メロン＝0.8ha 〈経営面積〉 1.2ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 8,000 m ² ・トラクター（25PS）1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・トンネル栽培の導入	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入
水稻 ＋ 夏秋なす ＋ 春菊	〈作付面積等〉 水稻＝3.5ha 夏秋なす＝0.4ha 春菊＝0.1ha 〈経営面積〉 4.0ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 1,000 m ² ・トラクター（25PS）1台 ・田植機（5条植）1台 ・コンバイン（3条刈）1台 ・動力噴霧器 1台 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機（25石2台）利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入による生産性向上 ・トンネル栽培の導入	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 1人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期の臨時雇用の導入

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稲 ＋ 夏秋なす ＋ レタス	〈作付面積等〉 水稲 ＝3.5ha 夏秋なす＝0.3ha レタス ＝1.5ha 〈経営面積〉 5.3ha	〈資本整備〉 ・トラクター（25PS）1台 ・田植機（5条植）1台 ・コンバイン（3条刈）1台 ・動力噴霧器 1台 ・レタス包装機 1台 ・定植機 1台 ・小トンネルハウス 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は 乾燥機（25 石 2 台）利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 3人 ・家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・収穫期に臨時 雇用の導入
水稲 ＋ 夏秋なす ＋ ブロッコリー	〈作付面積等〉 水稲 ＝3.5ha 夏秋なす＝0.3ha 春ブロッコリー ＝0.5ha 秋ブロッコリー ＝1.0ha 〈経営面積〉 5.3ha	〈資本整備〉 ・トラクター（25PS）1台 ・田植機（5条植）1台 ・コンバイン（3条刈）1台 ・ブームスプレーヤー 1台 ・定植機 1台 ・小トンネルハウス 〈その他〉 ・乾燥は、RC、CE利用又は 乾燥機（25 石 2 台）利用 ・無人ヘリによる農薬散布委託 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・家族労働 2人 ・臨時雇用 2人 ・家族経営協定の締結に基づく 給料制、休日制 の導入 ・収穫期に臨時 雇用の導入

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、
 ここまで、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人としている。

2 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーターのことである。

[組織経営体]

(農業経営の指標の例)

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稻 + 麦 + 大豆 + 作業受託	〈作付面積等〉 水稻＝20.0ha 麦＝10.0ha 大豆＝10.0ha 作業受託(水稻・麦・大豆) ＝20.0ha 〈経営面積〉 50.0ha (主たる従事者2人)	〈資本整備〉 ・トラクター(60PS)3台 ・田植機(8条植)3台 ・コンバイン 5条刈3台又は 6条刈2台 ・大豆コンバイン1台 ・乗用型多目的作業機 3台 ・乾燥機(50石)5台 〈その他〉 ・麦、大豆は水田作とし、二毛作 ・乾燥は、RC・CE利用の検討 ・集落での話し合いにより、作 付の団地化を図る。 ・労働配分に留意し、作付計 画を立てる。 ・スマート農業技術の導入に よる生産性向上	・法人化し経理を 一元化する。	・主たる従事者 の年間労働時間 2,000時間

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を行い得るもの(例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの)。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1に掲げる目標に到達することを基本とする。
- 3 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーターのことである。

○新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標として、本市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる農業従事者1人あたり2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（P.12に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の4割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得200万円程度）を目標とする。

上記の目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、本市における主要な営農類型については次表のとおりである。

【個別経営体】

（農業経営の指標の例）

営農類型	経営規模 （作付面積等）	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稻 ＋ 麦 ＋ 大豆	〈作付面積等〉 水稻＝3.0ha 麦 ＝2.0ha 大豆＝2.0ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈資本整備〉 ・トラクター（35ps）1台 ・田植機（5条植）1台 ・コンバイン（3条刈）1台 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機（25石2台） ・大豆収穫機、選別機 1/3台 〈その他〉 ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
いちご	〈作付面積等〉 いちご＝0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本整備〉 ・単棟ハウス 1,500 m ² 自動換気・カーテン装置 夜冷施設・予冷施設・育苗施設 畝上機・動力噴霧器 各1台 〈その他〉 ・出荷規格の簡素化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
トマト	〈作付面積等〉 トマト＝0.3ha (0.15ha) 〈経営面積〉 0.3ha (0.15ha) ()は養液栽培	〈資本整備〉 ・パイプハウス 3,000 m ² (・連棟ハウス 1,500 m ² 養液栽培設備、暖房機一式) ()は養液栽培 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
にら	〈作付面積等〉 にら＝0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本整備〉 ・パイプハウス 2,000 m ² ・にら袴取機 1台 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
なす	〈作付面積等〉 なす＝ 0.25ha 〈経営面積〉 0.25ha	〈資本整備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・支柱用パイプ 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
切花 (スプレーマム)	〈作付面積等〉 スプレーマム＝ 0.15ha 〈経営面積〉 0.15ha	〈資本整備〉 ・連棟ハウス 1,500 m ² ・灌水施設、暖房機 1,500 m ² 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
鉢物 (シクラメン等)	〈作付面積等〉 シクラメン=0.1ha 〈経営面積〉 0.1ha	〈資本整備〉 ・連棟ハウス 1,000 m ² ・灌水施設、暖房機 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
酪農	〈飼養頭数等〉 成牛 = 20 頭 育成牛 = 8 頭 飼料作物=6ha 〈経営規模〉 20 頭	〈資本整備〉 ・牛舎 200 m ² (バーンクリーナー方式) ・トラクター(68ps) 1/4 台 ・トラクター(30ps) 1台 ・堆肥舎 120 m ² ・尿溜 1 基 〈その他〉 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・役割分担の明確化 ・臨時雇用の導入
アスパラガス	〈作付面積等〉 アスパラガス=0.2ha 〈経営面積〉 0.2ha	〈資本整備〉 ・トラクター (30ps) 1台 ・管理機 1台 ・保冷库 1台 ・園芸用パイプハウス 2000 m ² 〈その他〉 ・耕畜連携による堆肥の活用 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・複式簿記の活用 ・青色申告の実施	・労働力 2人 ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・収穫期に臨時雇用の導入

(注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成についてはここまで、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人としている。

2 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーターのことである。

○新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

[組織経営体]

営農類型	経営規模 (作付面積等)	生産方式	経営管理 の方法	農業従事 の態様等
水稻 ＋ 麦 ＋ 大豆	〈作付面積等〉 水稻＝10.0ha 麦 ＝ 5.0ha 大豆＝ 5.0ha 〈経営面積〉 15.0ha	〈資本整備〉 ・トラクター（50ps）1台 ・田植機（6条植）1台 ・コンバイン 4条刈 1台 ・乾燥は、RC、CE利用又は乾燥機（40石2台） ・大豆収穫機、選別機 1/3台 〈その他〉 ・麦、大豆の二毛作とする ・作付の団地化 ・スマート農業技術の導入による生産性向上	・経営体の体質強化のため自己資本の充実 ・青色申告の実施 ・PCを活用した経営管理	・主たる農業従事者3名 ・施設機械の効率的利用や農繁期における臨時雇用者の確保による作業管理の効率化及び過重労働の防止 ・従事者全員の社会保険への加入

- (注) 1 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域他産業従事者と遜色のない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 2 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者の所得の平均が第1に掲げる目標に到達することを基本とする。
- 3 RCとはライスセンター、CEとはカントリーエレベーター、PCとはパーソナルコンピュータのことである。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

将来の農業を担う若い農業経営者の意向及びその他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、農業者又は農業に関する団体が、地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨とする。そのため意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっては、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

農地流動化を促進し、経営規模拡大のスケールメリットを十分に享受するため、農地の集約化と併せて、芳賀農業振興事務所の指導のもと、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

農用地の利用集積が遅れている集落においては、地域での話合いと合意形成を促進し、集落営農組織間の連携や合併等、広域的に農業経営を営む大規模経営体の育成・法人化等、地域の実態に即した担い手の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにする。特に、担い手が不足する集落においては、特定農業法人及び特定農業団体制度についての普及・啓発に努める。

農業生産組織は、効率的な農作業を行う上で重要な存在であると同時に、農地所有適格法人等への母体として位置づけられることから、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより農業情勢に即した生産組織を育成し、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

① 認定農業者等の育成対策

将来的な認定農業者の育成を進めるべく、市・芳賀農業振興事務所・はが野農業協同組合等の関係機関が連携し就農相談から研修先のあっせんなどの支援を行うとともに雇用就農の働き先となる法人等の確保に努め、就農希望者が安定的に経営できるよう切れ目のない支援を行う。

② 認定農業者等への農用地の集約化対策

真岡市農業委員会、真岡市農業公社、及び栃木県農地中間管理機構が、適切な農地集約や貸借の紹介を行うことにより、農地の有効利用に努める。農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、望ましい経営体の育成施策の中心に位置づけ、認定農業者への農地集積・集約化のほか、技術支援及び経営支援についても認定農業者に集中的に適用されるよう努める。

③ 農作業の受委託の促進対策

効率的で安定的な農業経営を育成するために、真岡市農業公社等による農作業受委託のあっせんを促進する。そのほか、受託事業を行う生産組織等の育成を図るとともに、農用地の利用集積が遅れている地域に対し、農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化と組織的な促進措置について周知を図る。

④ 地力の維持増進対策

地力診断や地力の維持・増進に有効な作物の導入を推進するとともに、市内の畜産農家との連携により、畜産たい肥の生産と活用を促進することで、長期的な視点に立った土づくりを促進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし。